

<p>① 件 名</p> <p>防災集団移転促進事業地等における下水道事業等受益者負担金の減免対象者拡大について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】 東日本大震災により被災した市民への支援策として、防災集団移転促進事業7地区と被災市街地復興土地地区画整理事業で造成された新市街地（新蛇田、新蛇田南、新渡波、新渡波西、あけぼの北）5地区は、災害危険区域から移転する防災集団移転対象者について、下水道事業受益者負担金を減免するものとしていたが、防災集団移転者以外にも新市街地の宅地を提供することとなり、移転対象者が増加した。</p> <p>【目的】 新たな宅地提供対象者のうち、復興に係る都市計画事業等により移転を余儀なくされ、新市街地へ移転する世帯に対して、事業の円滑な推進と移転世帯の経費を支援するため、下水道事業受益者負担金を減免するもの。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【根拠法令】 都市計画法第75条（昭和43年6月15日法律第100号） 地方自治法第224条（昭和22年4月17日法律第67号） 石巻市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例（平成17年4月日条例第268号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <p>平成26年 5月 防災集団移転促進事業地等における下水道事業等受益者負担金及び分担金の減免について決定 平成28年 1月 新市街地における未登録宅地の防集対象者以外への団地登録開始</p>
<p>⑤ 主な内容</p> <p>新市街地（既存住宅地（個人所有地）及び沿道・商業用地は除く）における下水道事業等の受益者負担金の免除対象者を追加する。</p> <p>【現在の免除対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域からの移転者 <p>【拡大後の免除対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域からの移転者 ・<u>石巻駅周辺地区の津波防災拠点市街地形成施設事業等及び都市計画道路整備事業（釜大街道線、石巻工業港運河線、御所入湊線、渡波稲井線、七窪蛇田線）に係る移転者</u>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 移転世帯の経費を支援することで移転が進み、事業の円滑な推進に資する。</p> <p>【市行財政への負担】 減免想定額 約94,000千円 防集移転者に係る減免額 約85,000千円 減免拡大による増額 約9,000千円 ※防集対象者及び換地面積が確定しないため現状希望者等からの試算額</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>近隣市町村で新市街地に対する下水道の受益者負担金の減免を行っている自治体はなし。</p> <p>【近隣市町村の施策】 気仙沼市：防集造成地は賦課しており、減免はしていない。復興土地区画整理事業は供用開始区域内で既に賦課済であるため、減免はできない。 女川町：震災前から受益者負担金の賦課をしていない。 東松島市：移転者に対する賦課はせず、市又は事業者に対して賦課し、減免はしていない。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成29年1月 防災集団移転促進事業地等における下水道事業等受益者負担金及び分担金の減免についての取扱いを改正</p>
<p>⑨ その他</p>
<p>なし</p>